

議事要旨(3) 税効果会計に係る指針の見直しに関する検討

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計に係る指針の見直しに関する検討のうち、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（以下「監査保証実務指針第 63 号」という。）の移管に関する審議を行う旨が説明され、引き続き、淡河専門研究員より審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

更正等による追徴及び還付に関する取扱いの国際的な会計基準との整合性

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 我が国のこれまでの会計慣行に照らした取扱いを重視し、監査保証実務指針第 63 号における取扱いを踏襲する事務局提案に賛成する。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 更正等による追徴と還付で認識の閾値が異なるのは、保守主義の考え方に基づくものか、日本の税務調査の状況を勘案したものか、いずれによるのか確認したい。

これに対して、事務局より、更正による追徴と還付で認識の閾値が異なるのは、我が国のこれまでの会計慣行によるものと考えられるが、その背景には保守主義的な側面もある可能性がある旨の回答がなされた。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 監査保証実務指針第 63 号の取扱いを踏襲することには賛成するが、更正等による追徴と還付に関する認識の閾値が国際的な会計基準と異なる場合、IFRS を任意適用する企業では、連結財務諸表における取扱いと個別財務諸表における取扱いが異なることになるため、今後の検討課題となると考えられる。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 監査保証実務指針第 63 号の取扱いを踏襲することには賛成する。
- 今後の基準開発において、IFRS と異なる取扱いを定める場合、米国会計基準のように、取扱いに差異を設けた理由を記載する方針なのか確認したい。

これに対して、事務局より、日本基準の開発においては国際的な会計基準との整合性を図りつつ、意図的に国際的な会計基準と異なる取扱いを採用する場合には、必要に応じて結論の背景に記載するか否かを検討する旨の回答がなされた。

以 上